

# 「最先端・次世代研究開発支援プログラム」ヒアリング実施要領

平成 22 年 7 月 6 日  
独立行政法人日本学術振興会決定

「最先端・次世代研究開発支援プログラム」審査要領(平成 22 年 5 月 13 日独立行政法人日本学術振興会)2. (2)3)①及び「最先端・次世代研究開発支援プログラム」審査基準(平成 22 年 7 月 6 日)Ⅲ. 1. に基づき、最先端・次世代研究開発支援プログラムのヒアリング実施要領を定める。

## 1. ヒアリングの実施

「最先端・次世代研究開発支援プログラム」の書面審査で選定された課題について、グリーン・イノベーション部会及びライフ・イノベーション部会に設置された理工系、生物系及び人文社会系委員会(各委員会に小委員会が置かれる場合は、当該小委員会)において、研究計画調書、追加説明資料等をもとに、応募研究者に対しヒアリング審査を行う。

## 2. ヒアリングの進め方

### (1)時間の配分の目安

① 研究者からの説明	10分以内	} 25分以内
② 質疑応答	10分以内	
③ 評定の記載	5分以内	

### (2)説明資料

研究計画調書、追加説明資料(研究者が特に使用する場合のみ)

## 3. ヒアリングに当たっての留意事項

- (1) 質疑応答では、効率性の観点から、書面審査の結果及び研究者からの説明等でさらに明確にする必要があると思われる点等を中心に、端的かつ簡潔に質問することとする。  
なお、研究計画調書に記載されている内容を改めて質問することはできる限り避けることとする。
- (2) 研究者の説明が10分以内で終了しても、残り時間を質疑応答の時間に振り替えることはしない。

## 4. ヒアリング出席者の注意事項

- (1) ヒアリングを受ける研究者は、当該申請ヒアリング開始時間30分前にヒアリング会場前に参集すること。
- (2) ヒアリング時に使用する追加説明資料がある場合は、指定された期日までにデータを提出すること。また、ヒアリング当日に必要な部数を用意すること。映像を併用するためPC、プロジェクターの利用を希望する場合には、あらかじめ申し出ること。(詳細は別途通知する。)
- (3) 説明時間が限られているため、研究計画調書及び追加説明資料に基づき、説明はできるだけ簡潔に行うこと。
- (4) ヒアリング内容の録音及び録画は禁止する。